

○さいたま市ホテル等建築審議会規則

平成13年5月1日

規則第222号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市ホテル等建築適正化条例（平成13年さいたま市条例第265号）第12条第1項に規定するさいたま市ホテル等建築審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験者 5人以内
- (2) 公共的団体等の代表者 4人以内
- (3) 市職員 2人以内

2 臨時委員は、審議案件について、その都度必要と認められる者のうちから市長が委嘱する。

(会長)

第3条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、非公開とする。

(関係人の出席等)

第5条 審議会は、必要と認めるときは、建築主等関係人の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料を提出させることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、建設局において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第83号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月9日規則第93号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月8日規則第4号）

この規則は、平成25年3月16日から施行する。